

医療法人社団明徳会 十全記念病院

訪問リハビリテーション運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団明徳会(以下「事業者」という。)が開設する十全記念病院(以下「事業所」という。)が行うみなし指定訪問リハビリテーション及びみなし指定介護予防訪問リハビリテーションの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、ご利用者様の要介護状態又は要支援状態の軽減もしくは悪化の防止と、介護者の介助量の軽減を目的する。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は常にご利用者様の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、リハビリテーションの目標を設定し、計画的に訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションを行います。また、自らその提供するリハビリテーションの質の評価を行い、常にサービスの改善を図ります。

(事業所の名称及び所在地)

第3条

病院名(事業所名)	医療法人 社団 明徳会 十全記念病院									
所在地	浜松市浜名区小松1700									
電話番号	053-586-1115(代) 053-586-1461(直通)									
FAX番号	053-586-1461									
介護保険事業所番号	2	2	1	7	2	1	0	4	7	1
代表者名	理事長 臼井 岳									
サービスを提供する地域	浜松市浜名区を中心に									

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条

職 名	資 格	常勤	非常勤	合計	業務内容
管理者	医師	1名以上	0名	1名以上	院内及び訪問・通所リハビリテーションの業務に 当たる
理学療法士	理学療法士	1名以上	0名	1名以上	
作業療法士	作業療法士	4名以上	0名	4名以上	
言語聴覚士	言語聴覚士	1名以上	0名	1名以上	
健康運動指導士	健康運動指導士	0名	0名	0名	

(営業日及び営業時間)

第5条

営 業 日	平日
休 業 日	土曜日、日曜日、祝日、年末・年始
営 業 時 間	午前 8 時 30 分～午後 5 時

(事業の内容)

第 6 条 事業の内容は、次の通りである

要介護状態又は要支援状態となった場合においても、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ります。

(緊急時における対応方法)

第 7 条 この事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求める。

(利用料その他の費用の額)

第8条 訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

提供するサービスの利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)について

基本報酬	1回(20分)：307単位 (利用者負担額：1割負担の場合312円) ※介護予防：利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問リハビリテーションを行った場合-5単位/回
リハビリテーション マネジメント加算(A) _イ	1月につき180単位を追加 (利用者負担額：1割負担の場合183円)
リハビリテーション マネジメント加算(A) _ロ	1月につき213単位を追加 (利用者負担額：1割負担の場合217円)
リハビリテーション マネジメント加算(B) _イ	1月につき450単位を追加 (利用者負担額：1割負担の場合458円)
リハビリテーション マネジメント加算(B) _ロ	1月につき483単位を追加 (利用者負担額：1割負担の場合491円)
短期集中個別リハビリテ ーション実施加算 ※対象者のみ	退院日もしくは介護保険認定日から3か月以内に限り 1日につき200単位を追加(利用者負担額：1割負担の場合204円)
サービス提供体制強化加算 (I)	1日につき6単位を追加(利用者1割負担：7円)
移行支援加算	1月につき17単位を追加(利用者1割負担：18円)
中山間地域等に居住する者へ のサービス提供加算	所定単位数の5/100(利用者1割負担：左記の1割)
退院時共同指導加算	退院につき1回のみ600単位追加(利用者1割負担：613円)

(非常災害対策)

第9条 事業者は、消防法に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。

防火管理者は、施設職員に対して防火境域、消火訓練を実施します。

- ① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)・・・年2回以上
- ② 利用者を含めた総合避難訓練・・・・・・・・・・年1回以上
- ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底・・・・・・・・・・随時

その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとります。

(苦情処理)

第 10 条 提供した指定訪問リハビリテーションに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

【事業者の窓口】 (事業者の担当部署・窓口の名称)	地域医療連携室相談員(小澤・西子・小關・佐野) 053-586-1115 リハビリテーションセンター部(鈴木良真) 053-586-1461
------------------------------	---

(個人情報の保護)

第 11 条 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

- 2 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- 3 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

(その他運営に関する重要事項)

第 12 条 事業者は、従業者の質的向上を図るため研修の機会を設け、また業務体制を整備する。

(虐待防止に関わる事項)

第 13 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置などを活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 従業者に対し、虐待を防止するための研修を定期的(年 1 回以上+新規採用時)に実施すること。
- (4) 第3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合に、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

附 則

この規定は、平成 15 年 9 月 1 日から施行する。

令和 6 年 3 月一部改訂

令和 7 年 2 月 3 日一部改訂